

ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱

平成18年 7月 3日 制定
令和 4年 3月 23日 最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）が行う事故防止対策の一環として、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダー」という。）の普及を図るため、ドライブレコーダー機器（以下「機器」という。）の導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、第3条に定めるドライブレコーダー車載器を新たに導入する会員事業者（以下「申請者」という。）とする。

(助成対象機器)

第3条 助成の対象となる機器は、次に掲げる当該年度4月1日以降2月末日までに装着、支払いが完了したものとする。

(1) ドライブレコーダー車載器

映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器で別表1に定める機器とする。

(2) デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型機器

道路運送車両の保安基準第48条の2に適合する運行記録計であり、かつ、前号の機能を有する車載器で別表2に定める機器とする。

(助成額)

第4条 前条の助成金の額は、次のとおりとする。なお、消費税及び地方消費税は対象外とする。

(1) 簡易型 1台あたり本体購入価格の1/2 上限1万円

(2) 標準型 1台あたり本体購入価格の1/2 上限2万円

(3) 運行管理連携型 1台あたり本体購入価格の1/2 上限3万円

(4) 一体型 1台あたり本体購入価格の1/2 上限3万円

2 1会員あたりの限度額は、60万円とする。

3 国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

(助成申請及び助成金の請求)

第5条 申請者は、第3条に掲げる装置の装着が完了した場合、別紙様式による「ドライブレコーダー機器導入促進助成申請書兼交付請求書」(様式1)を、当該年度2月末日までに協会に提出するものとする。

2 前項の助成申請に必要な添付書類は、別に定める。

3 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条の「ドライブレコーダー機器導入促進助成申請書兼交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、申請者に対して助成金を交付する。

(財産の処分の制限)

第7条 申請者は、交付対象となった装置が1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は平成18年7月3日より施行する。

本要綱は平成19年4月1日より施行する。(平成19年5月15日改正)

本要綱は平成20年4月1日より施行する。(平成20年5月9日改正)

本要綱は平成21年4月1日より施行する。(平成21年5月7日改正)

本要綱は平成22年4月1日より施行する。(平成22年3月16日改正)

本要綱は平成23年4月1日より施行する。(平成23年3月28日改正)

本要綱は平成23年4月1日より施行する。(平成23年5月9日改正)

本要綱は平成24年4月1日より施行する。(平成24年5月8日改正)

本要綱は平成25年4月1日より施行する。(平成25年3月25日改正)

本要綱は平成26年4月1日より施行する。(平成26年3月26日改正)

本要綱は平成27年4月1日より施行する。(平成27年3月25日改正)

本要綱は平成29年4月1日より施行する。(平成29年3月24日改正)

本要綱は平成31年4月1日より施行する。(平成31年3月20日改正)

本要綱は令和3年4月1日より施行する。(令和3年3月23日改正)

本要綱は令和4年4月1日より施行する。(令和4年3月23日改正)